

内閣府重要土地等調査法

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、12月11日に豊山町内の一部の区域を注視区域として指定し、1月15日に施行する予定です。

施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行います。

詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、左記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

【注視区域】 小牧基地、名古屋飛行場を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

▼問合せ 内閣府重要土地等調査法コールセンター

☎0570-001125

平日 9時30分～17時30分

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索



ブロック塀の点検をしましょう

危険なブロック塀等は、地震発生時に倒壊して、人命を奪う可能性があります。次の項目により自己点検を行ってください。

- ・高さが2mを超える(厚さ15cm以上であれば、2.2m)
- ・厚さが10cm未満である
- ・傾きがある
- ・透かしブロックが連続で配置してある

- ・ぐらつきがある
- ・亀裂や目地割れがある
- ・鉄筋が入っていない
- ・コンクリート基礎がない
- ・高さが1.2mを超えている場合、控壁がない

一つでも当てはまるものがあれば、安全対策が必要と考えられます。まずは、建築士やブロック塀診断士等の専門家へご相談ください。

町では、道路や公共施設に面したブロック塀等を撤去する場合の補助制度(上限10万円)を用意しています。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

新型コロナウイルスワクチンについて

令和5年秋開始接種は令和6年3月30日(土)まで実施します。接種を希望される方は、これまでの接種回数に関わらず、お持ちの接種券で接種予約ができます。なお、接種券をお持ちでない方は、接種券を再発行しますので、総合相談窓口にお電話ください。

<接種予約について>

必ずお手元に接種券を用意して、接種予約をお願いします。接種券がない場合、接種予約はできません。

実施期間：令和6年3月30日(土)まで

対象者：初回接種が完了し、前回接種から3か月以上経過した、生後6か月以上の方

予約方法：豊山町予約専用コールセンター (0568-48-7200) または、
豊山町予約専用WEBサイト (<https://jump.mrso.jp/233421>)

予約受付：豊山町予約専用コールセンター 平日午前9時～午後4時
豊山町予約専用WEBサイト 随時(24時間予約可能)

接種ワクチン：オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン

※令和5年秋開始接種実施期間中は、初回接種(生後6か月～4歳：1・2・3回目、5歳以上：1・2回目)の予約も随時受け付けています。

※乳幼児(生後6か月～4歳の方)の接種に関して、ワクチンの在庫や接種間隔の都合で接種可能日が限られてきています。接種を希望される方は早めの接種予約をお願いします。

▶問合せ 新型コロナワクチン接種に関する総合相談窓口 ☎39・6166